

議案第48号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部子ども未来局幼保支援課

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)による栄養士法(昭和22年法律第245号)の改正に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)の一部が改正され、令和7年4月1日より施行することとされた。

加えて、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省令第1号・厚生労働省)の一部が改正された。

については、同基準の改正に基づき、大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

- ・幼保連携型認定こども園における栄養士の配慮等を求めている部分に管理栄養士を追加するもの。
- ・幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員(保育教諭)の数に、副園長又は教頭を参入する場合の要件についての特例の期間を10年から12年に延長するもの。(「幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士登録を受けた者」という規定を「幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けた者」とする特例)

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第12条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。	第12条 (略)
(1)(略)	(1)(略)
(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
以下(略)	以下(略)

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
附則 第1条、第2条(略)	附則 第1条、第2条(略)
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)	(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
第3条 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第17条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	第3条 施行日から起算して12年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第17条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
以下(略)	以下(略)

4 施行期日 令和7年4月1日